

## Q、労働保険の新年度から法改正で気をつけることを教えてください。

### A、2つの法律改正をご説明します

#### 雇用保険法▽高年齢被保険者の保険料徴収

高年齢（65歳以上）被保険者の保険料免除期間が本年3月で終了します。これまで免除されていた昭和30年4月1日以前に生まれた方も4月分給料から保険料控除が必要となります。徴収割合は千分の3が個人負担、千分の6が会社負担です。

高年齢被保険者が受給要件を満たして離職した場合は、表のとおり高年齢求職者給付金を一時金として受給する事ができます。

#### 【下記表参照】

被保険者であった期間	給付日数
1年以上	基本手当の50日分
1年未満	基本手当の30日分

#### 労働基準法▽時間外労働の上限規制導入

これまで時間外労働には、行政指導による上限の基準が設けられているだけでした。しかし、今回の労働基準法改正により、時間外労働は原則として月45時間、年360時間が上限と定められました。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、次の労働時間は必ず守らなければなりません。①時間外労働が年720時間以内②複数月平均80時間以内（休日労働含む）③月100時間未満（休日労働含む）。原則である月45時間を超えることが出来るのは、年6か月までとなります。

法定労働時間や法定休日を超えて労働させる場合には、36協定の締結・届出が必要です。今回の法改正で新たに罰則規定が設けられましたので、36協定の変更が急務となります。